

議 長 日程第2「議案第25号物品購入契約の締結について（令和4年度消防団第6分団消防車両購入）」を議題といたします。

町長の提案説明を求めます。

町 長 議案第25号物品購入契約の締結について（令和4年度消防団第6分団消防車両購入）。

令和4年度消防団第6分団消防車両購入について、次のとおり契約を締結するものとする。

1、契約の目的。令和4年度消防団第6分団消防車両購入。

2、契約の方法。指名競争入札による契約。

3、契約の金額。金1,011万9,532円也。

4、契約の内容。消防団第6分団消防車両購入。

5、契約の相手方。東京都千代田区外神田6丁目13番13号、株式会社赤尾東京本社、取締役 東京本社総括 村松輝彦。

令和4年6月7日提出、松田町長 本山博幸。

提案理由。松田町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により提案するものでございます。よろしくお願いたします。

議 長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

総務課長 それでは、議案第25号物品購入契約の締結について（令和4年度消防団第6分団消防車両購入）について御説明申し上げます。

恐れ入ります、議案を1枚おめくりください。参考資料1を御覧くださいませ。物品購入契約書でございます。第1条、総則。（1）品名につきましては、令和4年度消防団第6分団消防車両購入でございます。（2）数量につきましては1台。（3）契約金額につきましては、1,011万9,532円。うち取引に係る消費税及び地方消費税の額につきましては、91万9,957円でございます。（4）契約保証金につきましては、松田町契約規則第40条第2項の規定に基づき、免除でございます。（5）納期限につきましては、令和4年10月7日まででございます。（6）納入場所につきましては、松田町の指定する場所。松田町役場

でございます。

第2条からは物品購入契約書の標準の条文を記載しております。第2条、検収。受注者は、前条の規定により発注者の指定した場所に物品を納入した場合は、全て仕様書または注文書に基づき、検収員の検収を受けるものとする。

第3条、補正又は交換。発注者は、前条により検収の結果、契約の内容の全部又は一部が契約に違反し、または不当であると認めたときは、受注者に対して補正または交換を請求することができる。

第4条、納期の延長等。受注者は、天災地変その他やむを得ない理由により契約期限内に物品を納入することができない場合は、発注者に対して納期の延長を願い出ることができる。

第2項、前項以外の理由により納入の見込みがないと認めたときは、発注者は契約を解除することができる。

第5条、保証。受注者は、契約物品が所定の性能を有すること及び隠れた欠陥のないことを保証し、当該物品納入後といえども1年間は無償修理の責任を負うことを保証することとしております。

第6条は代金の支払いでございます。記載のとおりでございます。

第7条、本契約としての成立。この契約は仮契約であり、地方自治法96条第1項第8号の規定により、松田町の議会の議決を得たときに本契約となるものとする。なお、松田町議会の議決を得て本契約となった場合、別に契約書は作成せず、この契約書をもって本契約とする。の条文に従いまして、この契約を本契約とさせていただきます。

第8条、補則でございます。この契約事項に定めのない事項については、松田町契約規則に定めるところにより、なおそれによりがたい場合は、発注者、受注者協議の上、定めるものとしております。

この契約の証として、本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有するものがございます。

令和4年5月27日、発注者、受注者それぞれの記名押印したものでございます。

恐れ入ります。1枚おめくりください。参考資料2でございます。入札につきましては、8社の業者でございます。入札額が919万9,575円で、税込みの落札価格が1,011万9,532円の株式会社赤尾さんでございます。

1枚おめくりください。参考資料3になります。令和4年度消防団第6分団車両購入の仕様書になります。納車期日、調達台数につきましては、先ほどの御説明のとおりでございます。調達条件等については記載のとおりでございます。

説明は以上となります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

- 議 長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。
- 10番 齋 藤 何点かお聞きいたします。まず、入札経過のこの調書ですけど、8社中3社しか入札してないと。棄権、棄権、辞退という、この辺の理由は何か分かりますか。
- 総 務 課 長 すみません、8社中3社が入札ということで、棄権の理由ということなのですが、棄権の理由として、いろいろ様々だと思いますが、町で把握しているのは、納期に間に合わないという理由が3社ございました。あとは不明でございます。以上です。
- 10番 齋 藤 発注をかけてから入札までの期間が十分だったのかどうか。どのくらいの期間でやられていたんですか。
- 総 務 課 長 発注から入札までの期間は、中6日を空いております。以上です。
- 10番 齋 藤 これ、特殊車両なんで、6日間で本当にいいのかなと思うんですけども。例えばこの辺、町内の業者さんたちも入っていると思うんですけど、ふだんは扱ってない製品じゃないですか。その辺もう少し考慮した期間をとってあげるのが配慮かなとは思いますが。それで今、行われしまったということなんですけれども。今度はじゃあこの入札されたこの株式会社赤尾さんというのはあまりちょっと聞かないんですけど、この辺の会社はどんな会社なんですかね。
- 総 務 課 長 株式会社赤尾さんは、消防関係の専門業者さんでございます。それで、消防車両であったりとか、消防の防災品等を専門に扱っている会社さんでございます。

して、従業員数さんも120名前後、121名かな、いらっしゃいますし、資本金もかなりしっかりしている…すみません、従業員は122名いらっしゃいます。大きな会社でございます。消防の実績もですね、財団法人日本消防協会であったりとか、ここら辺の近隣では小田原市消防さんとかに納入実績がある会社でございます。以上です。

10番 齋藤 それでは、この会社に決定されて、今後これのポンプのこれから日が過ぎるに当たって定期検査等行われてくると思うんですけど、この会社が対応していくというような考えでよろしいですか。

総務課長 そのとおりでございます。

10番 齋藤 東京の会社ですと、何か割高じゃないかなという部分も出てくるんですけど、その辺、きちんとした精査をしていながら、この契約の後、継続的なものなんでね、その辺をきちんとしていただきたいと思います。その辺をお願いして質問を終わります。

議長 ほかにございますか。

6番 井上 ここにですね、入札経過調書を見ますとですね、大分落札予定価格をですね、大分下回っているということになっています。その中でですね、参考資料の3の中で、仕様書等があります。これらに適合をしているのか。ある程度、車両のほうは、これは一般的な車両というふうに理解していますが、やはり艀装というのがですね、大分金額的にですね、大きい部分になるかというふうに思います。その辺でですね、この落札をされた会社ですね、入札結果とですね、この第3、参考資料3の仕様、車両本体とかですね、仕様とが正しく適合しているのか。その辺がですね、正しくないですね、やはり車両が納車、納入された場合にですね、違う形の艀装、車両は同じだとは思いますが、そういったところが適正な契約となり得るのか。また、大分入札額の2つ目…3つ目はもう入札書比較価格を上回っているのだからなんですけども、2番目の会社とですね、例えば車両形式がありますが、その車両自体がね、違うことによって多少そういった落札額にも影響があるのか。その辺についてはいかがでしょうか。

総務課長 まず、1点目でございます。仕様書どおりのやつができるのかどうかというお話だと思います。もちろん、この入札に当たりましては、仕様書及び設計書等をですね、各業者さんのほうに配布させていただいております、その仕様書のもとに札を入れてきておりますので、この内容で入札ができるということで、うちのほうでは判断しております。

それから、車両によってどうなのかというお話だと思うんですが、一応うちのほうの車両としては、普通ワンボックスタイプのハイルーフの最新年度型という形の定義で今、4WDのオートマという形で、基本的な位置づけをさせていただいております。こちらについての車両の価格については、金額で幾ら差があるとかというのはちょっと私のほうで、すみません把握してないんですが、おおむね同等の価格ぐらいであるという話は確認しております。以上です。

6番井上 車両についてはですね、落札業者と2番目の入札をされた会社とは同じ車両ということで理解してよろしいんですか。

総務課長 同じ車両…うちの仕様書の示している4WDの普通ワンボックスタイプのハイルーフの最新年度型のオートマチックで、一応それ以外の車両の完成車の諸元とか、車両の諸元、主要装備等についても全て同じ条件を満たしているものでございます。以上です。

6番井上 おおむね了解しました。これが入札がですね、5月の26日ということで、今日は8日ですので、それまでの間にはですね、この辺はもう仕様書に適合する内容だということで確証を得たというふうに私は理解しましたが、それでよろしいでしょうか。

総務課長 はい、そのとおりでございます。

6番井上 もう1点ですね、入札の中身、形式としてですね、最低制限価格というのを、前はですね、そういった制度の中で、やはり適正な品質のものを物品、工事等を行うためにですね、最低制限価格ということで、この欄にもありますが、そういったことの内容の入札経過に対しては、最低制限価格を導入するということは考えてはいないということよろしいですか。

総務課長 はい、そのとおりでございます。あくまでも最低制限価格は、基本的に工事

に今現在適用しているような形になります。以上です。

議

長 ほかにございますか。

この辺で質疑を打ち切りたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

質疑なしと認めます。質疑を打ち切り討論に入ります。

(「省略」の声あり)

討論省略とのお声ですが、討論を省略して採決を行って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。討論を省略し、採決を行います。議案第25号物品購入契約の締結について(令和4年度消防団第6分団消防車両購入)について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。